

東北医科薬科大学の学則の変更について（届出）

令和6年4月19日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人東北医科薬科大学  
理 事 長 高 柳 元 明

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙資料を添えて届け出ます。

なお、学則については全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

記

- ・関連法令（学校教育法、大学設置基準等）及び学内諸規程との整合性を確保するための変更

以 上

## 変更の事由及び時期を記載した書類

※【 】内は改正後の学則の条番号

### 1) 変更の事由

関連法令（学校教育法施行規則、大学設置基準）及び学内諸規程との整合性を確保するための変更

- (1) 入学資格について、学校教育法施行規則第 150 条の定め該当する者を追加するため。【第 19 条】
- (2) 編入学の出願資格について、学校教育法第 132 条、学校教育法施行規則第 161 条及びその他関連法令に該当する者を追加するため。【第 22 条】
- (3) 学長が学生を除籍する際の手続きを明確化するとともに、学生が死亡した場合の取扱いを追加するため。【第 28 条】
- (4) 特別聴講学生の取扱い（規定の対象となる学生、成績評価方法）を明確にするため。【第 35 条の 2】
- (5) 学校法人東北医科薬科大学組織規程との整合性を確保し、大学設置基準が定める必置施設（附属図書館、附属病院、薬用植物園、保健管理センター）のみの記載に変更するため。【第 40 条～第 40 条の 5】
- (6) (1)～(5)以外の規定において、解釈に変更のない範囲で、規定の内容を整理又は文言の適正化を図るため。

### 2) 変更日

令和 5 年 10 月 19 日改正、令和 6 年 4 月 1 日施行

新旧対照表

○東北医科薬科大学学則

新	旧
<p>東北医科薬科大学学則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月1日 制定</p> <p>改正 令和5年7月27日 <span style="color: red;">令和5年10月19日</span></p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 教育課程・授業科目・履修方法 (略)</p> <p>第3章 試験・卒業・学位 (略)</p> <p>第4章 職員組織・教授会 (職員組織)</p> <p>第15条 <u>本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。</u> <u>2 本大学に、事務職員、医療職員、技能職員を置く。</u></p> <p><u>3 前各項のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p><u>4 病院の職員組織は、別に定める。</u> (教授会)</p> <p>第16条 本大学の医学部及び薬学部に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、<u>学部長及び学部</u>に所属する教授をもって組織する。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の教職員を加えることができる。</u></p> <p>4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び卒業に関すること。</p> <p>(2) 学位の授与に関すること。</p> <p>(3) 教育課程及び試験に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。</p> <p>(6) 学則に関すること。</p>	<p>東北医科薬科大学学則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年4月1日 制定</p> <p>改正 令和5年7月27日</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 教育課程・授業科目・履修方法 (略)</p> <p>第3章 試験・卒業・学位 (略)</p> <p>第4章 職員組織・教授会 (職員組織)</p> <p>第15条 <u>本大学に、次の職員を置く。</u> <u>学長、教授、准教授、助教、助手</u> <u>事務局長、部長、課長、係長、主任、書記、事務員、技術員、司書、用務員</u></p> <p><u>2 前項のほか、副学長、講師</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p><u>3 病院の職員組織は、別に定める。</u> (教授会)</p> <p>第16条 本大学の医学部及び薬学部に、教授会を置く。</p> <p>2 教授会は、<u>学長及び学部</u>に所属する教授をもって組織する。</p> <p>3 <u>教授会は、必要に応じ他の職員を教授会に出席させることがある。</u></p> <p>4 教授会は、学長が定める次の事項について決定するに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学及び卒業に関すること。</p> <p>(2) 学位の授与に関すること。</p> <p>(3) 教育課程及び試験に関すること。</p> <p>(4) 学生の賞罰に関すること。</p> <p>(5) 教授、准教授、講師及び助教の資格審査に関すること。</p> <p>(6) 学則に関すること。</p>

新	旧
<p>(7) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。</p> <p>5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長 <u>(以下、本条において「学長等」という。)</u> がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び <u>学長等の</u> 求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>6 教授会は <u>学長等が</u> 必要と認めるとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを開く。</p> <p>7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。 (名誉称号)</p> <p>第17条 本大学に、名誉学長及び名誉教授を置くことがある。</p> <p>2 前項に関し必要な事項は、別に定める。 第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍 (入学期)</p> <p>第18条 入学の時期は、学年の始めとする。 (入学資格)</p> <p>第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p><u>(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)</u> で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p><u>(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</u></p> <p><u>(6) 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)</u></p> <p><u>(8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者</u> (出願手続)</p>	<p>(7) 前号までに掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。</p> <p>5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び <u>学長の</u> 求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>6 教授会は <u>学長又は学部長が</u> 必要と認めるとき、若しくは構成員の3分の2以上の要求があったとき、これを開く。</p> <p>7 本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。 (名誉称号)</p> <p>第17条 本大学に、名誉学長及び名誉教授を置くことがある。</p> <p>2 前項に関し必要な事項は、別に定める。 第5章 入学・編入学・休学・復学・退学・転学・転科・除籍・復籍 (入学期)</p> <p>第18条 入学の時期は、学年の始めとする。 (入学資格)</p> <p>第19条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者</p> <p>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 <u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</u></p> <p><u>(5) 文部科学大臣の指定した者</u></p> <p><u>(6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)</u></p> <p><u>(7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者</u> (出願手続)</p>

新	旧
<p>第20条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。 (選考)</p>	<p>第20条 入学を志願する者は、入学願書及びその他の書類を所定の期日までに提出しなければならない。 (選考)</p>
<p>第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。 2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。 (編入学)</p>	<p>第21条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者にその旨を通知する。 2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。 (編入学)</p>
<p>第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願い出たときは、<u>学長は欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。</u> <u>(1) 学士の学位を有する者</u> <u>(削 除)</u> <u>(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者</u> <u>(3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者</u> <u>(4) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者又はこれに準ずる者</u> <u>(5) 専修学校の専門課程を修了した者で、文部科学大臣の定めるところにより大学への編入学の資格を認められた者</u> 2 <u>編入学に関し必要な事項は、別に定める。</u> (入学手続)</p>	<p>第22条 次の各号の一に該当する者が、本大学（医学科を除く。）に編入学を願い出たときは、<u>欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可する。</u> <u>(1) 大学を卒業した者</u> <u>(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者</u> <u>(3) 大学又は短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者</u> <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> 2 <u>編入学に関する内規は、別に定める。</u> (入学手続)</p>
<p>第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。 (入学許可等)</p>	<p>第23条 入学、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書、保証書及び所定の書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。 (入学許可等)</p>
<p>第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。 2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。 (休学)</p>	<p>第24条 前条第1項に定める手続及び第30条の入学金等の納付が完了した者に入学を許可する。 2 前項により入学を許可された者は、入学宣誓式に列席しなければならない。 (休学)</p>
<p>第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。 2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。</p>	<p>第25条 疾病その他の事由で引き続き3か月以上修学ができない者は、休学を願い出ることができるものとし、その期間は、在学年数に算入しない。 2 前項により休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとする場合は、医師の診断書を添えなければならない。</p>

新	旧
<p>3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。</p> <p>4 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。</p> <p>5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。 (復学)</p>	<p>3 前2項にかかわらず、本大学が、疾病その他特別の事由があると認める者に休学を命ずることがある。</p> <p>4 休学の期間は、休学を許可された日から、原則として、当該学期末又は当該年度末までとする。</p> <p>5 休学の期間は、通算して医学科及び薬学科においては6年間、生命薬科学科においては4年間を超えることができない。 (復学)</p>
<p>第26条 休学中の者が復学しようとする場合は、学長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。 (退学・転学・転科)</p>	<p>第26条 休学中の者が復学しようとする場合は、学長に願い出てその許可を得なければならない。ただし、疾病による休学者は、医師の診断書を添えなければならない。 (退学・転学・転科)</p>
<p>第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。</p> <p>2 <u>本大学から他の大学へ転学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。</u></p> <p>3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうえ、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。</p> <p>4 <u>転科に関し必要な事項は、別に定める。</u> (再入学)</p>	<p>第27条 退学しようとする者は、その事由を付して保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。</p> <p>2 <u>他の大学に転学をしようとする場合には、前項の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 本大学において、転科を希望する場合には、選考のうえ、許可する場合がある。ただし、定員に欠員のある場合に限る。 <u>(新 設)</u> (再入学)</p>
<p>第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。</p> <p>2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。</p> <p>3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。 (除籍)</p>	<p>第27条の2 前条第1項においてやむを得ない理由により退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することができる。</p> <p>2 再入学の学年は、退学時の学年とし、再入学時期は、学年の始めとする。</p> <p>3 退学前の在学年数と休学期間は、累積通算されるものとする。 (除籍)</p>
<p>第28条 次の各号の一に該当する者は、<u>教授会の議を経て、学長がこれを除籍することができる。</u></p> <p>(1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者</p> <p>(2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者</p> <p>(3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者</p> <p>(4) 授業料、在籍料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者</p> <p><u>(5) 在籍中に死亡した者</u> (復籍)</p>	<p>第28条 次の各号の一に該当する者は、<u>除籍することがある。</u></p> <p>(1) 第25条第5項に定める休学期間に達しても復学できない者</p> <p>(2) 第3条に規定する在学年限を経てなお所定の課程を修了できない者</p> <p>(3) 同一学年に2年在学しなお修了できない者</p> <p>(4) 授業料、在籍料、その他の納付金を所定の期日までに納付しない者で、なおかつ督促を受けてから30日以内に納付しない者 <u>(新 設)</u> (復籍)</p>

新	旧
<p>第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。</p>	<p>第28条の2 前条第4号により除籍された者が14日以内に復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。</p>
<p>第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料・在籍料 (入学検定料)</p>	<p>第6章 入学検定料・入学金及びその他の納付金・授業料・在籍料 (入学検定料)</p>
<p>第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2-1及び別表2-2に定める入学検定料を納付しなければならない。</p>	<p>第29条 入学、編入学を志願する者は、願書に添えて別表2-1及び別表2-2に定める入学検定料を納付しなければならない。</p>
<p>(入学金及びその他の納付金)</p>	<p>(入学金及びその他の納付金)</p>
<p>第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表2-1及び別表2-2に定める入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。ただし、第27条の2に定める者については、免除することがある。</p>	<p>第30条 入学試験、編入学試験に合格した者は、所定の期日までに別表2-1及び別表2-2に定める入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。ただし、第27条の2に定める者については、免除することがある。</p>
<p>(授業料及びその他の納付金)</p>	<p>(授業料及びその他の納付金)</p>
<p>第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2-1及び別表2-2に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。</p>	<p>第31条 授業料及びその他の納付金は、別表2-1及び別表2-2に定めるとおりとし、次の2期に分納することができる。</p>
<p>第1期 4月1日から5月31日まで</p>	<p>第1期 4月1日から5月31日まで</p>
<p>第2期 10月1日から11月30日まで</p>	<p>第2期 10月1日から11月30日まで</p>
<p>2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、別表2-1及び別表2-2に定める在籍料を納入しなければならない。</p>	<p>2 休学期間が学期の全期間にわたる場合は、その学期の授業料、施設設備費、教育充実費は免除する。ただし、別表2-1及び別表2-2に定める在籍料を納入しなければならない。</p>
<p>3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。</p>	<p>3 第22条に定める者は、新入学生に準じて納付しなければならない。</p>
<p>(納付金の返付)</p>	<p>(納付金の返付)</p>
<p>第32条 前条にかかる既納の納付金は、返付しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定期日までに入学辞退の届出をした場合は、納付した施設設備費を返付する。</p>	<p>第32条 前条にかかる既納の納付金は、返付しない。ただし、入学手続きを完了した者で、所定期日までに入学辞退の届出をした場合は、納付した施設設備費を返付する。</p>
<p>第7章 委託研究生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生・外国人特別学生</p>	<p>第7章 委託研究生・科目等履修生・研究生・特別聴講学生・外国人特別学生</p>
<p>(委託研究生)</p>	<p>(委託研究生)</p>
<p>第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につき研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の上、委託研究生として入学を許可することがある。</p>	<p>第33条 公共団体その他の機関から、本大学の特定科目につき研究従事の委託をされた者がある場合は、選考の上、委託研究生として入学を許可することがある。</p>
<p>2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付する。</p>	<p>2 委託研究生が研究に従事した特定科目につき、その研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付する。</p>
<p>(科目等履修生)</p>	<p>(科目等履修生)</p>
<p>第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する一又は複数の授業</p>	<p>第34条 本大学の学生以外の者で、本大学において開設する一又は複数の授業</p>

新	旧
<p>科目の履修を志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合 に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。</p>	<p>科目の履修を志願する者がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場 合に限り、選考の上、科目等履修生としてその入学を許可することがある。</p>
<p>2 科目等履修生規程は、別に定める。 (研究生)</p>	<p>2 科目等履修生規程は、別に定める。 (研究生)</p>
<p>第35条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者 がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限りに、選考の上、研 究生として入学を許可することがある。</p>	<p>第35条 本大学において、特定の専門事項について研究することを志願する者 がある場合には、本大学の教育研究に支障のない場合に限りに、選考の上、研 究生として入学を許可することがある。</p>
<p>2 研究生規程は、別に定める。 (特別聴講学生)</p>	<p>2 研究生規程は、別に定める。 (特別聴講学生)</p>
<p>第35条の2 <u>本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で</u>、本大学 において授業科目を履修することを志願する者があるときは、単位互換協定 に基づき特別聴講学生として科目の履修を許可することができる。</p>	<p>第35条の2 <u>他大学の学生で</u>、本大学において授業科目を履修することを志願 する者があるときは、単位互換協定に基づき特別聴講学生として科目の履修 を許可することができる。</p>
<p>2 本大学学生が<u>本大学と単位互換協定のある大学又は短期大学において特別 聴講学生として</u>修得した科目については、本大学における授業科目の履修に より修得したもものとして認定することができる。</p>	<p>2 本大学学生が<u>特別聴講学生として他大学において</u>修得した科目について は、本大学における授業科目の履修により修得したもものとして認定するこ とができる。</p>
<p>3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に基づき<u>試験その他の本 大学が定める適切な方法により学修の成果を評価の上</u>、単位を与えることが できる。</p>	<p>3 他大学の特別聴講学生については、単位互換協定に基づき<u>試験の上</u>、単位 を与えることができる。</p>
<p>4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。 (外国人特別学生)</p>	<p>4 本大学の特別聴講学生に関する規程は、別に定める。 (外国人特別学生)</p>
<p>第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省在外公館又は本邦所 在外国公館から推薦された者に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考 査の上、外国人特別学生として定員外に入学を許可することがある。</p>	<p>第36条 第19条に定める入学資格のない外国人で、外務省在外公館又は本邦所 在外国公館から推薦された者に限り、高等学校卒業程度でその性行学力を考 査の上、外国人特別学生として定員外に入学を許可することがある。</p>
<p>2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、証明書を交付する。 (納付金)</p>	<p>2 外国人特別学生で所定の課程を修了した場合には、証明書を交付する。 (納付金)</p>
<p>第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、別表2—1及び別 表2—2のとおりとする。</p>	<p>第37条 委託研究生、科目等履修生及び研究生の納付金は、別表2—1及び別 表2—2のとおりとする。</p>
<p>2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなければならない。</p>	<p>2 外国人特別学生は、新入学生に準じて納付しなければならない。</p>
<p>3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴収しないものとする。 (学則の準用)</p>	<p>3 特別聴講学生の納付金は、単位互換協定に基づき徴収しないものとする。 (学則の準用)</p>
<p>第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第12条まで(第9条 第1項及び第10条の2を除く)、第18条、第32条、第41条及び第42条の規定 は、委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人特別学生</p>	<p>第38条 本章に規定する場合を除き、第4条、第7条から第12条まで(第9条 第1項及び第10条の2を除く)、第18条、第32条、第41条及び第42条の規定 は、委託研究生、科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人特別学生</p>

新	旧
<p>にこれを準用する。</p> <p>第8章 公開講座 (公開講座)</p> <p>第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。</p> <p>第9章 附属施設 <u>(附属図書館)</u></p> <p><u>第40条 本大学に、附属図書館を置く。</u></p> <p><u>2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(附属病院)</u></p> <p><u>第40条の2 本大学に、次の附属病院を置く。</u></p> <p><u>(1) 東北医科薬科大学病院</u> <u>(2) 東北医科薬科大学若林病院</u></p> <p><u>2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(薬用植物園)</u></p> <p><u>第40条の3 本大学に、薬用植物園を置く。</u></p> <p><u>2 薬用植物園に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(保健管理センター)</u></p> <p><u>第40条の4 本大学に、保健管理センターを置き、学生及び教職員の健康管理を行う。</u></p> <p><u>2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(その他教育施設等)</u></p> <p><u>第40条の5 本大学に、その他必要な教育研究施設等を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第10章 賞罰 (表彰)</p> <p>第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。</p> <p>2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。</p> <p>3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p>	<p>にこれを準用する。</p> <p>第8章 公開講座 (公開講座)</p> <p>第39条 本大学において、公開講座を行うことがある。</p> <p>第9章 附属施設 <u>(附属施設)</u></p> <p><u>第40条 本大学に、次の附属施設を置く。</u></p> <p><u>図書館</u> <u>薬用植物園</u> <u>病院</u> <u>中央機器センター</u> <u>情報科学センター</u> <u>医学教育推進センター</u> <u>薬学教育センター</u> <u>臨床薬剤学実習センター</u> <u>ラジオアイソトープセンター</u> <u>実験動物センター</u> <u>地域医療総合支援センター</u> <u>体育館</u> <u>クラブハウス</u> <u>保健管理センター</u> <u>学生相談室</u></p> <p><u>2 前項に関する規程は、別に定める。</u></p> <p>第10章 賞罰 (表彰)</p> <p>第41条 学業成績が特に優秀な者又は特に善行のあった者に対しては、これを表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第42条 学則に違反した者及び学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒に処する。</p> <p>2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学の4種とする。</p> <p>3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に科す。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p>

新	旧
<p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者  (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者  (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者</p> <p><u>4 懲戒に関する手続きは、別に定める。</u></p> <p>第11章 雑則  (改正)</p> <p>第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (令和5年7月27日改正)  本学則は、令和6年4月1日から施行する。  ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。</p> <p><u>附 則 (令和5年10月19日改正)</u>  <u>本学則は、令和6年4月1日から施行する。</u>  <u>ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。</u></p> <p><u>別表1-1</u>  別表1-2  別表1-3  別表2-1  <u>別表2-2</u></p>	<p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者  (3) 正当の理由がなく引続き1年以上欠席した者  (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>第11章 雑則  (改正)</p> <p>第43条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、大学運営会議の議を経て、理事会において決定する。</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (令和5年7月27日改正)  本学則は、令和6年4月1日から施行する。  ただし、令和6年3月31日に在籍している者には、入学時の学則を適用する。</p> <p><u>別表1-1</u>  別表1-2  別表1-3  別表2-1  <u>別表2-2</u></p>

# 新

## 別表 1-1

医学科カリキュラム配当表（6年制）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修 選択 の別	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業 要件	業 件
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
(略)																		
準備教育 科目	生命科学Ⅰ	1前	1	必	1													
	生命科学Ⅱ	1前	1	必	1													
	生命科学Ⅲ	1前	1	必	1													
	情報科学	1前	1.5	必	1.5													
	行動心理学	1前	1	必	1													
	生命科学実習Ⅰ	1前	0.5	必	0.5													
	生命科学実習Ⅱ	1前	0.5	必	0.5													
	生命科学実習Ⅲ	1前	0.5	必	0.5													
	科学ライティング 演習	1後	0.5	必		0.5												
	漢方医学概論	2前	1	選			1											
	計算構造化学	2後	1	選				1										
	臨床漢方学	2後	1	選				1										
	医薬品開発	2後	1	選				1										
	小計（13科目）	—	—	11.5	—	7	0.5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
(略)																		

	基礎教養 科目	準備教育 科目	行動科学	社会医学	基礎医学	臨床医学	前臨床実 習	臨床実習	統括講義	合 計
卒業要件	19.5単位 以上	7.5単位 以上	4.5単位	11単位	34.5単位	42単位	15.5単位	78単位	7.5単位	220単位 以上

# 旧

## 別表1-1

医学科カリキュラム配当表（6年制）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修 選択 の別	1年		2年		3年		4年		5年		6年		卒業 要件	業 件
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
(略)																		
準備教育 科目	生命科学Ⅰ	1前	1	必	1													
	生命科学Ⅱ	1前	1	必	1													
	生命科学Ⅲ	1前	1	必	1													
	情報科学	1前	1.5	必	1.5													
	行動心理学	1前	1	必	1													
	生命科学実習Ⅰ	1前	0.5	必	0.5													
	生命科学実習Ⅱ	1前	0.5	必	0.5													
	生命科学実習Ⅲ	1前	0.5	必	0.5													
	<u>サイエンティフィック ライティング</u>	1後	0.5	必		0.5												
	漢方医学概論	2前	1	選			1											
	計算構造化学	2後	1	選				1										
	臨床漢方学	2後	1	選				1										
	医薬品開発	2後	1	選				1										
	小計（13科目）	—	—	11.5	—	7	0.5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
(略)																		

	基礎教養 科目	準備教育 科目	行動科学	社会医学	基礎医学	臨床医学	前臨床実 習	臨床実習	統括講義	合計
卒業要件	19.5単位 以上	7.5単位 以上	4.5単位	11単位	34.5単位	42単位	15.5単位	78単位	7.5単位	220単位 以上

# 新

## 別表 2-2

### 薬学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	編入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	35,000 ※ (17,000)	35,000	—	—	—
入学金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授業料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1単位当 20,000	1,188,000 月額 (99,000)

※は[大学入学共通テスト](#)利用入試受験者の検定料

### 在籍料

(単位：円)

	金額
休学者の在籍料	180,000 (半期)

# 旧

別表 2-2

## 薬学部納付金一覧

(単位：円)

	新入学生	編入学生	委託研究生	科目等履修生	研究生
入学検定料	35,000 ※ (17,000)	35,000	—	—	—
入学金	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 400,000 (生命薬科学科) 350,000	10,000	10,000	10,000
施設設備費	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	(薬学科) 525,000 (生命薬科学科) 350,000	—	—	—
授業料	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	(薬学科) 1,300,000 (生命薬科学科) 1,080,000	月額 99,000	1単位当 20,000	1,188,000 月額 (99,000)

※はセンター試験利用入試受験者の検定料

## 在籍料

(単位：円)

	金額
休学者の在籍料	180,000 (半期)